

国自旅 第 2 4 1 号
国自貨 第 1 3 6 号
平成 1 5 年 3 月 2 7 日
一部改正 平成 1 8 年 9 月 1 5 日
一部改正 令和 8 年 9 月 2 9 日

各地方運輸局自動車交通部長
〔関東、近畿〕運輸局自動車監査指導部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長

自動車交通局旅客課長

自動車交通局貨物課長

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送
事業法違反行為に対する行政処分基準について

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分を行う基準を別添のとおり定めたので、今後、この基準に従い行政処分を行うこととされたい。

なお、本通達による行政処分の実施は、平成 1 5 年 4 月 1 日以降に違反事実を確認したものから適用するものとし、平成 1 5 年 3 月 3 1 日以前のものは、従前の行政処分基準により処分を行うものとする。

また、「自家用自動車を使用する者及び貨物軽自動車運送事業者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分に係る基準」（昭和 6 1 年 1 月 1 3 日付け地自第 3 号）は、平成 1 5 年 3 月 3 1 日限りで廃止する。

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について

1 自家用自動車を使用する者に対する車両の使用制限又は禁止の日数

(1) 道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項、法第43条第1項、貨物自動車運送事業法第3条、同法第35条第1項又は同法第36条第1項違反

（初違反） 120日

（再違反） 180日

（再々違反） 180日

(2) 法第78条違反

（初違反） 80日

（再違反） 180日

（再々違反） 180日

(3) 法第80条第1項違反

（初違反） 40日

（再違反） 80日

（再々違反） 120日

2 軽減措置

特に事情がある場合には、軽減措置として処分日数を最大限2分の1とすることができる。

3 自家用自動車の使用禁止処分

自家用自動車の使用を禁止した場合には、法第81条第2項において準用する法第41条第1項の規定に基づいて、自家用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあっては、車両番号標）の領置を併せて行うものとする。

（注）再違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に違反したものをいい、また再々違反とは、行政処分を受けた日から3年以内に同一条項に2回以上違反したものをいう。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第130号、国自貨第77号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成18年10月1日以降の違反行為から適用する。
2. 平成18年9月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分を行うものとする。

附 則（令和 8 年 9 月 2 9 日 国自旅第 8 5 号、国自貨第 2 9 2 号、国総モ第 4
7 号 一部改正）

- 1．改正後の通達は、令和 8 年 1 0 月 1 日以降の違反行為から適用する。
- 2．令和 8 年 9 月 3 0 日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分を行うものとする。